

情報配信および情報交換に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人群馬県理学療法士協会（以下「本会」という）が行う会員への情報配信、および会員相互の情報交換のための環境提供に関わる必要な事項を定めることを目的とする。

（情報配信の手段）

第2条 本会の公式な情報配信は、原則として以下の手段によるものとする。

- (1) 本会ウェブサイト（以下「ホームページ」という）への掲載。
- (2) 日本理学療法士協会マイページに登録されているメールアドレス宛への一斉メール配信。
- (3) 本会公式ソーシャルメディア（SNS）アカウントへの掲載。

（配信する情報の範囲）

第3条 第2条第1項（ホームページ掲載）により配信する情報には特別な制限は設けない。ただし、掲載の可否を会長または事務局長が決裁するものとし、掲載を否認することができる。

2 第2条第2項（一斉メール配信）により配信する情報は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 本会の事業に関する事項
- (2) 日本理学療法士協会の事業に関する事項
- (3) 日本理学療法士協会から提供された情報
- (4) 第4条第2項第4号の規定により本会理事会で承認を得た団体の事業に関する事項
- (5) 本会会長が特に必要と認めた事項

（配信の申請権者）

第4条 第2条第1項（ホームページ掲載）の申請は、本会会員であるか否かを問わず、何人でも行うことができる。

2 第2条第2項（一斉メール配信）の申請を行うことができる者は、以下の通りとする。

- (1) 役員
- (2) 部長および委員長
- (3) 県学会長および準備委員長
- (4) 本会理事会で承認を得た団体の担当者

（申請手続き）

第5条 第2条第1項（ホームページ掲載）による情報配信を希望する者はホームページ管理者に配信内容を提出する。

第6条 第2条第2項（一斉メール配信）による情報配信を希望する者は、配信内容を本会事務局ホームページ内の「情報配信申請フォーム」より提出するものとする。

2 定期配信の申請は、毎月第1および第3日曜日に締め切る。

3 特別な事情がある場合は、第2項の締切日にかかわらず、臨時配信を依頼することができる。

4 庶務部長またはホームページ管理者は前項の連絡に基づき、一斉メール配信を実施する。

(一斉メール配信の停止)

第7条 第2条第2項に関わるメール配信を希望しない会員は任意に配信を停止することができる。

(配信手続き)

第8条 第2条第1項(ホームページ掲載)については、会長または事務局長による決裁を経て、ホームページ管理者が配信するものとする。

2 第2条第2項(一斉メール配信)については庶務部担当者が配信するものとする。

3 第2条第3項(SNSアカウントへの掲載)については、別に定める「ソーシャルメディア(SNS)等運用規程」によるものとする。

(情報交換プラットフォーム)

第9条 本会は、前各条に定める公式配信とは別に、会員間の情報交換のためのプラットフォームとして、任意登録によるメーリングリストを設置する。

2 当該メーリングリストへの情報配信は、登録者から任意に行うことができるものとする。

3 本会は、当該プラットフォームが適正に運用されるよう管理を行うが、投稿される個別の情報内容およびそれによって生じた損害について、本会はその責任を負わない。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附則

1. この規程は、令和3年4月1日から施行する。
2. この規程は、令和3年5月17日に一部改正により施行する。
3. この規程は、令和3年7月26日に一部改正により施行する。
4. この規程は、令和6年1月29日に一部改正により施行する。
5. この規程は、令和8年4月1日に一部改正により施行する。